

相楽東部広域連合議会公印規程

平成 21 年 1 月 26 日
議 会 規 程 第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、相楽東部広域連合議会の公印について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 公印とは、職名又は議会名をもって発する公文書に用いる印章をいう。

(名称、形状、寸法、個数及び使用区分)

第 3 条 公印の名称、形状、寸法及び個数は、別表のとおりとする。

(保管)

第 4 条 公印は、事務局長が 1 か所にまとめて保管する。

2 公印は、事務局長が定める保管場所から持ち出すことができない。ただし、職務のため止むを得ず持ち出しを要するときは、事務局長の承認を得て携行することができる。この場合、職務完了後直ちに事務局長に返却しなければならない。

3 事務局長は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちにその旨を議長に届出なければならない。

(公印の登録)

第 5 条 事務局長は、公印台帳を備えて第 3 条に規定する公印を登録しなければならない。

(公印の作成、改刻)

第 6 条 公印を新たに作成、改刻しようとするときは、議長の決裁を得なければならない。

(公印の廃棄)

第 7 条 公印が摩滅若しくは、き損により使用に耐えなくなったときは、廃棄するものとする。この場合、議長の決裁を得た後に事務局長が、焼却するものとする。

(公印の使用)

第 8 条 公印を押印しようとするときは、議長に押印を要する文書の決裁を得なければならない。

(相楽東部広域連合公印規則の準用)

第 9 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、相楽東部広域連合公印規程（平成 20 年 12 月 25 日規程第 1 号）の規程を準用する。この場合において「広域連合長」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

| 整理 番号 | 公印の名称 | 形状 | 寸法 (mm) | ひな形 (印影) | 個数 | 保管者 |
|----------|------------------------------|-----|------------|-------------|----|------|
| 1 | 相楽東部広域連合議会之印 | 正方形 | 21 | 1 | 1 | 事務局長 |
| 2 | 相楽東部広域連合議会議長印 | 正方形 | 18 | 2 | 1 | 事務局長 |
| 3 | 相楽東部広域連合議会副議長印 | 正方形 | 18 | 3 | 1 | 事務局長 |
| 4 | 相楽東部広域連合議会運営委員会 委員長之印 | 正方形 | 18 | 4 | 1 | 事務局長 |
| 5 | 相楽東部広域連合議会総務厚生常任 委員会委員長之印 | 正方形 | 20 | 5 | 1 | 事務局長 |
| 6 | 相楽東部広域連合議会文教常任委員 会委員長之印 | 正方形 | 18 | 6 | 1 | 事務局長 |

別表

| 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|
| | | |

| 4 | 5 | 6 |
|---|---|---|
| | | |